

第二号議案

PTA会費の徴収休止

第15条

「令和7年度は会費を徴収しない」を追加。

（理由）令和7年度は会費を徴収しないため。

現会則	会員は会費を納めるものとする。 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。 2 会費の減免については細則で定める。
改正案	会員は会費を納めるものとする。 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。 2 会費の減免については細則で定める。 <u>ただし、令和7年度は会費は徴収しないこととする。</u>

※なお、第二回運営委員会でPTA保険の解約が承認されております。

（理由）PTA保険は、PTAが主催・共催する行事を対象としますが、現在のPTA活動は運営委員会や総会が中心であり、怪我のリスクが少ないと判断しました。

また、生徒の怪我などについては、学校が加入している保険で対応可能であり、PTA保険の必要性が低いと判断しました。